

様式第 1 号

寒河江百貨店を起点としたエリアイノベーションプロジェクトに係る寒河江市中心市街地活性化センター 2 階リニューアル及び付帯工事条件付き一般競争入札の公告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、寒河江百貨店を起点としたエリアイノベーションプロジェクトに係る寒河江市中心市街地活性化センター 2 階リニューアル及び付帯工事条件付き一般競争入札の請負について、一般競争入札を次のとおり行う。

令和 7 年 7 月 8 日

寒河江市長 齋 藤 真 朗

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 寒河江百貨店を起点としたエリアイノベーションプロジェクトに係る寒河江市中心市街地活性化センター 2 階リニューアル及び付帯工事
- (2) 工事の場所 寒河江市本町二丁目 8 番 3 号
- (3) 工事の種類 建築一式工事
- (4) 工事の概要 寒河江百貨店を起点としたエリアイノベーションプロジェクトに係る寒河江市中心市街地活性化センター 2 階リニューアル及び付帯工事実施設計に基づく工事
- (5) 工 期 契約の効力の発生する日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 入札の場所及び入札日時

- (1) 入札場所 寒河江市役所 1 階 議会第 2 会議室
- (2) 入札日時 令和 7 年 7 月 29 日（火）午前 10 時 00 分

3 入札参加の資格

次に掲げる要件をすべて満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しないこと。
- (2) 寒河江市契約に関する規則（平成 9 年市規則第 12 号）第 25 条第 2 項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の建設業の許可のうち、当該工事に対応する特定建設業の許可を受けていること。
- (4) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を対象工事に専任で配置できるとともに、現場代理人を常駐で配置できること。なお、現場代理人、主任技術者又は監理技術者は、兼務できるものであること。

- ① 1級建築士もしくは1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有すること。
- ② 監理技術者にあつては、監理技術者証の交付及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- (5) 寒河江市建設工事請負業者等指名停止規程に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 建築一式工事において、Aの等級に格付けされていること。
- (7) 寒河江市に本社（建設業法第7条第1号による経營業務の管理責任者を置く営業所）を有する者であること。

- 4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等
寒河江市中央一丁目9番45号 商工推進課 商工労政係
電話番号0237-85-1492（直通）

5 入札参加申請書等

入札への参加を希望する者は、入札参加申請書、入札参加資格確認申請書及び入札資格確認に必要な書類を、次に掲げる期間内に提出するものとする。

- (1) 受付期間 令和7年7月8日から令和7年7月16日まで（市の休日を除く。）
- (2) 受付時間 午前9時から午後5時（正午から午後1時までを除く。受付期間の最終日にあつては午後4時。）まで
- (3) 受付場所 寒河江市 商工推進課 商工労政係

6 入札保証金及び契約保証金等

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 寒河江市契約に関する規則第5条の規定に基づく寒河江市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1に相当する額とする。）を付すること。

7 その他

- (1) この入札は、入札参加資格の確認を入札後に行う入札参加資格事後審査方式である。
- (2) 低入札調査基準価格を設定する。
- (3) 積算内訳書の提出を要する。
- (4) 詳細については、入札説明書による。